かめおか共創支援プロジェクト事業運営業務委託仕様書

１　目的

　　若者（大学生、社会人等）の起業家マインド醸成を図り、亀岡市から新規ビジネスに挑戦する起業家の育成、支援を行うとともに、市内外事業者、団体等、様々な人の交流によるイノベーション創出や事業化支援に資するビジネスコミュニティ形成事業を実施し、持続可能な地域経済活性化につなげることを目的とする。

２　業務内容

受注者は、亀岡市（以下「発注者」という）が以下に定める内容に基づき、定められた期日までに本件の業務を行うとともに、実施報告書を作成し納入しなければならない。

（1）ビジネスチャレンジ事業

　　市内外の若者（高校・大学生、若手社会人（概ね３０歳以下））を対象に、亀岡におけ

るビジネスチャレンジを体験する事業を実施し、若者のビジネスマインド醸成、ビジネスノウハウ習得を目指す。併せて、若手起業家を支援するまち「亀岡」のシティプロモーションを図り、将来、亀岡で起業する若者、移住する若者へと訴求することを目指す。

　　①事業の企画・設計の要件

　　　・ビジネスチャレンジのテーマについては、本市の地域特性や課題等から最適と考えられるテーマを企画提案すること

　　　・参加者は公募とし、２０名程度を目途とすること

・起業を目指す若者に刺さる公募方法を検討実施すること

　　　・ビジネスチャレンジは参加者によるグループワーキングで進行し、３グループ・

　　　　３チャレンジを目途とすること

　　　・グループワークは、基本的に本市内における参集型とし、若者が集まりやすい、また若者に訴求できる会場で実施すること。なお、開催頻度は、１カ月に１回以上とすること

　　　・ビジネスチャレンジの実行に効果的なチャレンジ実行費を設定すること

　　　・事業期間は、契約締結日から令和７年２月２８日（金）までとし、当該期間内で、参加者募集、ビジネスチャレンジ検討グループワーク、チャレンジの実行、成果報告会の遂行をスケジューリングすること

　　　・市内事業者、関係団体などの効果的な参画を企画すること

　　　・各ビジネスチャレンジグループが成果を発表する成果報告会を開催すること

　　・成果報告会については、市内会場における参集型で開催すること

　　・成果報告会には、各グループのビジネスチャレンジ内容に合わせ、関連事業者、

　　　　関連支援団体等を選定し、参加案内を行うとともに、広く若者に届くよう参加者募集を検討実施すること

・参加者が事業終了後も継続的に本市との関係を構築する仕組み等を提案すること

　　②事業運営の要件

　　　・事業推進に係る事務局として各種事業運営を行うこととし、事業を円滑に推進するための実施体制を整えること

・ビジネス的な視点をもって、チャレンジグループを伴走できる人材及びチャレンジ実行を支援する十分な体制を構築して事業運営を行うこと

　　　・事業運営にあたっては、本市担当者と緊密に連携を図るとともに、月に１回以上

市内にて、本市担当者と事業運営に係る協議を行うこと

(2) 起業家等支援事業

　　市内における起業やビジネス展開などを支援する環境として、ビジネスコミュニティの創出や伴走支援体制を構築する。

　　①事業の企画・設計の要件

・市内における新規ビジネスチャレンジを支援するコミュニティ構築（コミュニティ形成・コミュニティ運営）を企画・実施すること

・支援コミュニティについては、新規ビジネスの支援に効果的な類型、数、メンバー構成などを企画、提案すること

・(1)ビジネスチャレンジ事業のワーキンググループ活動の場との連携を念頭に、

支援コミュニティ運営の場（会場）を検討すること

　　　・将来的なコミュニティ運営の自走を念頭に、運営者育成を計画すること

　　　・事業期間は、契約締結日から令和７年３月３１日（日）までとする

・期間内に支援コミュニティにおいて、新規ビジネス事業の支援実績があがるよう努めることとし、そのための効果的なプロモーションを企画実施すること

　　②事業運営の要件

　　　・事業推進に係る事務局として各種事業運営を行うこととし、事業を円滑に推進す

るための実施体制を整えること

　　　・コミュニティ形成・運営ノウハウを有する人材、起業家支援に見識がある人材を

　　　　配置し事業を行うこと

　　　・事業運営にあたっては、本市担当者と緊密に連携を図るとともに、月に１回以上

市内にて、本市担当者と事業運営に係る協議を行うこと

(3)共通事項

　　事業運営に係る全ての経費は、委託費にて賄うこと

３　契約期間

　　契約締結日から令和７年３月３１日までとする。

４　委託料上限額

　　18,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

５　成果品作成、提出書類

　　受注者は、事業全体の内容に関する実施記録（当日の様子を撮影した写真等の記録を含む）、参加者名簿、本事業によって得られた知見、ネットワーク、次年度以降の展開に関する所見、その他亀岡市が指示したものを報告書として作成し、これを亀岡市に納入すること。納入は履行期限までに行うこととし、納入する部数は以下のとおりとする。

　【納入品】

　　・報告書（紙媒体）：２部

　　　A4の紙媒体

　　・電子データ：１部

　　　Word、Excel等で作成し、写真、動画データと共にDVD−R等で納品すること

６　成果品に係る著作権等

　（1）成果物及び電子データ等（実証実験実施にあたり作成した写真や図を含む。）の使用権、複製使用する権利は本市に帰属する。

（2）受注者は、本業務の成果物及び電子データ等の作成に関して取得した著作者人格権について、当該成果物及び電子データ等にいかなる変更を加える場合であっても、本市に対して行使しないものとする。

７　その他

　（1）法令等の遵守

　　　受注者は本業務の履行にあたり、関連する法令等を順守しなければならない。

　（2）費用の負担

　　　本業務に伴う必要な経費は、仕様書に明記のないものであっても原則として受注者の負担とする。

　（3）秘密の保持

　　　本業務において、受注者の社員は在職中はもとより、退職後といえども業務上知り得た秘密を何人にも漏洩してはならないものとする。

（4）損害賠償

　　　受注者は、本業務中に生じた事故に対して一切の責任を負うものとし、事故状況等を速やかに発注者に報告し、最善の処置を行わなければならない。また、損害賠償の請求があった場合には受注者が事故の責任において一切を処理するものとする。

（5）成果品の帰属

　　　本業務で履行した内容はすべて発注者の所有とし、調査結果についても発注者の承諾なくして貸与、公表、使用してはならない。

（6）成果品の不良、欠陥等

　　　業務完了後に、受注者の責に帰すべき事由による成果品の不良個所、欠陥等があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに係る経費は受注者の負担とする。

（7）疑義

　　　受注者は本業務の実施に際しては、常に発注者との連絡を密にし、疑義が生じた場合等事業の遂行に支障がきたす恐れがある場合には、速やかに発注者と協議し、その指示に従うものとする。

　　　また、発注者へ提出されたデータ、写真、グラフ等については、以後、発注者が使用するにあたり、支障のないものとする。

　（8）本業務を実績の一環として営業活動の際に使用することは差し支えない。

以上